

# 「宮津市ホームページ」有料広告募集要項

宮津市印刷物等有料広告掲載要綱の規定に基づき、宮津市ホームページへの有料広告を次のとおり募集します。

## 1 広告の規格等

- 広告はバナー広告（広告主のサイトへのリンクを設定した画像型広告）として、規格は次のとおりとします。
  - ・ 大きさ 縦 50pix×横 170pix
  - ・ データの形式 GIF 又は JPG（アニメーション不可）
- 掲載場所：トップページ下段
- 同一申込者が申し込める広告は、1 枠限りとします。

## 2 広告料金

5,000 円（1 か月当たり）

### 【広告掲載料の割引】

- 1 年間（12 か月）の掲載を申込みいただいた場合は、2 か月分を割引。
- 半年間（6 か月）の掲載を申込みいただいた場合は、1 か月分を割引。
- 広報みやづへの広告をあわせて申し込む場合は、宮津市ホームページバナー広告 1 月の掲載につき 1,000 円/回を加算することで掲載します。

## 3 広告の申込

申込みは 1 か月単位で行うこととし、随時受け付けます。

## 4 広告掲載の決定

宮津市印刷物等有料広告掲載要綱の規定に基づき、広告内容（市ホームページに掲載する広告及びその広告からリンクされたホームページ等）を審査のうえ、掲載の決定を行います。

広告掲載を適当と認める申込みが募集枠を超えるときは、市内の事業所を優先する他、広告掲載希望月数が多いものを優先し決定します。

その条件が同一である場合は、抽選により決定します。

ただし、随時募集の枠については、申込み順とします。

## 5 広告主の責任

広告の内容に関する責任は、広告主が負います。

## 6 広告原稿の作成

- 広告掲載の決定を受けた広告主は、市が指定する日までに広告原稿の提

出及び広告料の納付（一括納付）を済ませてください。

- 広告原稿は、出力見本を添えてデータで提出してください。  
（原則、原稿は広告主により作成いただくこととしています）

## 7 広告内容の変更

- 広告内容が法令等に違反している、若しくはそのおそれがある、または宮津市印刷物等有料広告掲載要綱に抵触していると判断したとき、市は広告主に対してその内容等の変更を求めることができる。
- 市は、広告主が広告内容変更の求めに応じないとき、または広告掲載を適切でないと判断したときは、広告掲載を取り消すことができる。
- 広告のデザインやリンク先を変更しようとする場合は、変更の1週間前までにご連絡ください。

## 8 広告の掲載基準

- 次に該当する広告は掲載しません。
  - ・ 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
  - ・ 法令又は条例等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
  - ・ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
  - ・ 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
  - ・ その他市長が広告として掲載することが適当でないと認めるもの
- 細部の取扱いについては、宮津市印刷物等有料広告掲載取扱基準によるものとします。